

旧緊急時避難準備区域（田村市都路町）の自宅から避難し、平成26年8月に帰宅した申立人らについて、申立人子らが通学する自宅付近の小学校等の再開が同年4月であったこと等を考慮して、同年3月分までの日常生活慰謝料が賠償されると共に、申立人らの自宅建物の除染・改修工事が完了したのが同年8月であったこと等を考慮して、同月分までの生活費増加分等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2、X3、X4、X5、X6及びX7（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金1282万5295円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（あるいは記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年12月12日

(別 紙)

項 目		期 間	和解金額
避難費用	宿泊費	23.3.12～23.3.31	240,000
生活費増加費用	食費 (米・野菜)	23.3.11～24.8.31	270,000
	ペットボトル購入費用	23.3.11～24.2.29	100,000
	衣類・日用品	23.3.11～24.2.29	240,000
	家財等購入費用	24.4～24.11	72,000
	ガス料金増額分 (X 6 負担)	23.4.1～24.3.31	56,854
	ガス料金増額分 (X 1 負担)	24.4.1～26.8.31	170,925
	電気料金増額分	24.4.1～26.8.31	124,999
	水道料金増額分	24.4.1～26.8.31	235,259
	電話料金増額分	23.4.1～26.8.31	185,844
	交通費増額分	23.4.1～26.8.31	287,464
	教育費用増額分	23.4.1～24.3.31	150,090
就労不能損害 (通勤 交通費)	X 1 分	26.1.1～26.8.31	206,203
	X 2 分	23.4.1～26.8.31	389,809
建物修繕費用	田村市○の建物	25.9～26.9	145,361
	田村市○の建物	25.3～25.11	46,935
精神的損害	日常生活阻害慰謝料 (X 1)	24.9.1～26.3.31	1,900,000
	日常生活阻害慰謝料 (X 2)	24.9.1～26.3.31	1,900,000
	日常生活阻害慰謝料 (X 3)	24.9.1～26.3.31	1,550,000
	日常生活阻害慰謝料 (X 4)	24.9.1～26.3.31	1,550,000
	日常生活阻害慰謝料 (X 5)	24.9.1～26.3.31	1,550,000
	日常生活阻害慰謝料・増額分 (X 1)	24.4.1～26.3.31	720,000
	日常生活阻害慰謝料・増額分 (X 6)	23.4.1～24.3.31	360,000
小 計			12,451,743
本件和解仲介に関する弁護士費用			373,552
合 計			12,825,295